

清末における文化的共同体から 国家的共同体への転換

余 項 科

一 問題意識

中華民国がアジア初の共和制国家（modern state）であったことは、周知の通りである。この国家はただの辛亥革命によって誕生したものでもない、と言っても、異論がなかろう。とするならば、近代国家としての中国がいかなるプロセスを経て形成されてきたのかは課題として浮かび上がってくる。この際に、まず清の末期、とりわけアヘン戦争以降、中国の政治的・社会的構造がどのように変動してきたのかを考察しなければならない。

筆者は本稿において、清末の諸改革がどれだけ近代国家の基盤を築いたのかに焦点をあて、武装化国家から政党国家への過程を浮き彫りにしようと試みたい。さしあたり、まず近代国家の形成に制約を与える中華帝国を概観することから出発しよう。

二 文化的共同体としての伝統中国

1 文化的共同体の形態

かつて、中国は中心部の夏、東方の夷、北方の狄、東北の貉、南方の蛮閩、西方の戎、西南の焦僥から構成されていた。後漢の許慎は『説文解字注』のなかで「夏」をまん中にいる國の人、つまり現在の漢族の前身を指すものとして解説している¹⁾。「夏」はそもそも「凡そ樂事には鐘鼓を以って九夏を奏す」というように、舞容を示す字形である²⁾。「これを中華の義とするのはその舞樂こそ文雅・文明を示すもので

1) 許清撰、段玉裁注『説文解字注』五篇下「夏」条。

2) 『周礼』鐘師。

ある」と白川靜は解釈している³⁾。こうした意味から、漢は文化の開けた民族である。また許慎は、戎について、「羌」という字で説明した。「戎」の人間は「羊を放牧する人」と言う⁴⁾。すなわち牧業に従事するグループである。東北の貉について、「豸に従う」と説明している。かかる「豸」とは、「獸の長脊にして、行くことを豸々然として、司（伺）殺するところあらんと欲するの形」である⁵⁾。北の狄人は「犬に従う」と言う。これはその生活ならびに生産が犬を主要手段にするということである。また「南方は蛮閩。これは虫に従う」と言う。すなわち集団生活において首領に服従することで特徴付けられている。西南の焦僕は「人に従い」、「濕潤の土地において、理に順ずる性を有する」集団である。さらには「夷」について、「夷の俗は仁にして、仁者は寿。君子にして不死の國なり」と言う⁶⁾。文字通り、夷は仁を習俗として日常生活のなかで実践する君子の国である⁷⁾。

このように、夏、夷、狄、蛮、戎、焦僕は地縁的ならびに業縁的な基礎的集団およびその生活形態を指すのである。これについては、「今の学問体系で言いますと、これは文化人類学であります。……独自の価値観、習慣をもって暮らしている。一つの文化のパターンがある、と見るわけです」と竹内実は述べた⁸⁾。明らかに、漢、夷、狄、蛮、戎、焦僕は部分としての文化的実在である。また「人にして仁ならずんば、礼を如何せん。人にして仁ならずんば、樂を如何せん」というように⁹⁾、春秋時代に、孔子は「仁」という固有觀念を礼樂のなかで副次的地位から中心的地位にまで高め、君臣、父子、夫妻、長幼、朋友といった人倫関係の核心に据えた¹⁰⁾。「仁の中心化」

3) 白川靜『字統』、平凡社、1999年、76頁。

4) 同上、146~147頁。

5) 同上、457頁。

6) 『後漢書』東夷伝。梁啓超「史記匈奴伝戎狄名義考」、「春秋夷蛮戎狄表」(『飲冰室合集』専集第一冊付録、上海中華書局、1936年)と、樊開印編著『中国歴史疆域古今対照図説』(台湾・徐氏基金會出版、1979年)によれば、春秋時代に東夷は僅か現在の江蘇省淮安、徐州と山東省の萊州、登州といった地域に限られていた。

7) 『論語』公冶長篇、子罕篇。

8) 竹内実「中国の行方—中華思想から考える」、『アジアと日本』289号、1998年2月。

9) 『論語』八佾篇。

10) 孔子以前、「礼」を言うものは多いが、「仁」を説くものは稀であった。『左伝』の中で「礼」という文字は462回も出現しているが、「仁」は僅か33回しか出現していない。孔子は「仁」に関する主体的自覺的な知性を確立するため、人間が鬼神という非理性的罠に陥りがちな状況から脱出する必要性を訴えた。『論語』の中で、孔子は「奇跡、強制・暴力、反逆、神靈について決して語らなかった」と言う(述而篇)。そればかりか、「鬼神を敬すべきだが、遠ざかろう。これが知とうものだ」(雍也篇)と師が主張するに至った。孔子の目から見れば、生を知らずして死を知るうとすることは本末転倒なのである。「生について未だ知っていないのに、どうして死を知ることができるだろうか」(先进篇)と孔子は問うた。さらに進んで、「人に仕えることができる前に、ど

清末における文化的共同体から国家的共同体への転換

は礼樂の脱宗教化つまり人倫化を意味している。こうした儒学は漢武帝の下、「独尊」的状況にまで発展していった。それによって、儒学は正統的支配地位を獲得し、上位文化システムとして確立され、諸文化システムの全体のなかで中枢的な役割を演じていた。イギリスの哲学者・數学者ラッセル（Bertrand Russell 1872-1970）は全体としての文化的共同体を統合・制御する秘訣を鋭く洞察した。すなわち「一、アルファベットを書く代わりに表意文字を使うこと。二、読書人階級の間で儒教倫理を宗教の代わりにすること。三、世襲的貴族政治による代わりに試験により選ばれた読書人階級による政治を行うこと」¹¹⁾と。なかんずく、彼は「漢字で書かれた内容は、話す時になると、お互い同士全くわからない、ちがった方言を示すが、中国全土にわたって、意味は通ずる」と見抜いた¹²⁾。実際、漢字読みを統一しようとしたのは1911年以降のことである。それまでは各方言間で発声法が違い、互いに理解できないものの、主として「意味」と「マーク」が統一された表意文字を媒介として相互間のコミュニケーションができた。言い換えれば、中国では、多くの方言群が異なった複数の国家的規範を持っているわけではない。反対にすべての方言の話し手は同じ一つのモデル、たとえば、秦に統一された漢字、15世紀以降、行政目的のための「官話」の方を向いていた。

さらには浜下武志によれば、7世紀以降、唐は圧倒的経済力を後ろ盾にして四囲を包摂し強い影響力を及ぼし始めた。そこでは、①少数民族の指導者を地方官に任命する間接統治、②中央機構による異民族の管轄、③朝貢による柔らかい統治、④互市関係による最も外周にある国との連携、⑤その他に影響力が及ばない「化外之地」といった同心円的関連構造が形成維持されてきた¹³⁾。別の目で見れば、7～8世紀だけでも、中華世界は政治地理的に、①漢民族が住む地域、②中央政府の監督下、民族自治を認めた、万里の長城以北やシルクロードのオアシス諸部族などの地域。③独立した国として存在し、中国皇帝と君臣関係を結んだ「冊封国」、たとえば、高麗、④林邑、南詔のような、中国王朝に使者を派遣し朝貢だけを求める「朝貢国」、⑤皇帝の子女を降嫁させ姻戚関係を結んで友好関係を維持しようとする国、たとえば、突厥、吐蕃などといった多層的構造をもつたのである。

2 連帯と行政権力、そして貨幣の比重

そのなかで、「千数百年にわたった、中国を中心とする朝貢関係を、中心一周縁関

うして鬼といったような靈的存在に仕えることができるだろうか」（先進篇）と孔子は問いかけた。

11) 牧野力訳、ラッセル『中国の問題』、理想社、1971年、41頁。

12) 同前、43頁。

13) 浜下武志『朝貢システムと近代アジア』、岩波書店、1997年、9～10頁。

係において捉えなおすとき、中心の作用を果たした中国は、経済的には商業的仲介作用を担った」と浜下武志は指摘している¹⁴⁾。具体的には、朝貢国は海路であれば広州、福州、寧波などから入国し、決められたコースで北京にむかう。北京に入った朝貢国の使節は、皇帝に「三跪九叩頭」という儀式を行い、皇帝を慕う臣下を演じる。こうして礼をつくしさえすれば、もってきた「方物」(礼物)よりも多くの「回賜」がもらえた。また使節につきそってきた官許商人は北京の会同館で特産品の取引をすることができ、国境の市場や海港で中国側商人とプライベートな取引もできた。清朝・乾隆年間には、プライベートな貿易が制限されたが、代わって商人ギルドが貿易管理を請け負った。中国の商人ギルドは外洋行(広東十三行)、本港行、福潮行の3つの特許商人集団にまとめられた。外洋行が広州を拠点にヨーロッパ人と交易し、本港行が汕頭を拠点に東南アジアと交易し、福潮行が福建と潮州間、福建と華北間の沿海貿易を独占した。

このように、貨幣を媒介とした交易活動が盛んに行なわれた。そのなかでも、通常の交易は関税がかかるが、朝貢制度では関税がかからず、私商人から買うよりも関税分は確実に安くすんだ。よって、朝貢国にとってペイするどころか、十分利益を生むことができた。交易で優遇するという「利」は結局のところ、その見返りに地域秩序を安定させ、アジア全体の安全を保障する中心的役割を果たした¹⁵⁾、という「義」にまで高められた。

このように、朝貢貿易体制は「權威一服従」的相互行為の一形態であったが、「利一義」という「徳治」枠組の一つとして、広域的な連帶を可能にした。梁漱溟は「徳治」を、「倫理教化」と言い¹⁶⁾、「政治の倫理化」¹⁷⁾とも呼ぶ。「政治の倫理化」とは、政治を倫理の枠内で行うということである。その政治公式はいわゆる「修身・齊家・治国・平天下」というものである。それ自体は宇宙論的な文化的共同体の常数的な関連構造となった。そこでの複雑な諸社会関係は君臣、父子、夫妻、長幼、朋友といった最小規模の人倫的コミュニケーションのネット・ワークに簡約されていた。そうした対人関係のなかで自然に発生してきた連帶が一義的に社会の統合・制御の力として求

14) 同前、107頁。

15) たとえば、鄭和が遠征したころ、マラッカの王は朝貢のために家族ぐるみで長期間北京にでかけていたが、マラッカには中国の西征隊の基地があったので、ライバルであるアユタヤに攻撃されることはなかった。

16) 「中国文化要義」、『梁漱溟全集』第三巻、山東人民出版社、1990年（以下、出版社および出版年は省略）、103～122頁。

17) 同前、180頁。

清末における文化的共同体から国家的共同体への転換

められたのである。

「徳治体制」下、その行政は「聖人の道は、ただ威勢を以て政を成すに能わず、必ず教化有り」という董仲舒（A.D.176頃-104頃）の指摘の通りである¹⁸⁾。そこでは、教育は普遍的恒常的なものを伝えるものであり、行政は単なる原則性の下に変化しつつある環境に対応する状況的なものでしかない。すなわち教育は行政に優位するのである。これを、儒学倫理に基づく教育本位の行政体制、もしくは教育を通じての行政体制と言ってよからう。

いずれにせよ、宇宙論的な文化的共同体を統合・制御する需要を満たす力は連帶、行政権力、貨幣といった三大資源から調達されていた。しかし、その比重は明らかに連帶を一義とするのである。まさに文字の統一や「人倫的」という等質な価値などの意味で、「中国は政治的実体であるというよりもむしろ、文化的実在である」¹⁹⁾というラッセルの指摘を読むとき、肯くことができる。

三 西洋の衝撃

1 ヨーロッパにおける中国觀の変化

本来文化活動は国境なき営為として古くから人々の生活様式の一形態である。仏教の中国への伝来は早くも紀元1世紀に始まり、中国文化もその周辺地域・民族に止まらず、ヨーロッパにも深遠な影響を及ぼした。よく知られているように、13世紀にイタリアのマルコ・ポーロ（Marco Polo 1254-1324）はその『東方見聞録』を通じて中国の全貌をヨーロッパに紹介した。その後、ドイツの哲学者・數学者・政治家ライプニツ（Leibniz 1646-1716）が儒学に注目した。彼の宣伝によって、ヨーロッパ各界は儒学の価値を理解するに至った。ドイツでは彼の弟子で哲学者のヴォルフ（Christian. Wolff 1679-1754）、フランスでは文学者・歴史学者・啓蒙思想家ヴォルテール（Voltaire 1694-1778）も儒学に引かれた。この二人の感化を受けて、儒学がフリードリヒ大王とプロイセンの政治に受け入れられた。18世紀にフランスの哲学者ドルバック（D' Holbach 1723-89）は儒学をその実践哲学の中心に据えており、重農学派の創立者ケネー（Quesnay 1694-1774）およびその弟子たちは儒学から大きな影響を受けたのである²⁰⁾。

18) 『春秋繁露』卷第十一・為人者天地。

19) 前掲『中国の問題』、234頁。

20) 儒学のヨーロッパに及ぼす影響の詳細については、五来欣造『儒教の独逸政治思想に及ぼす影響』（早稲田大学出版部、1929年）を参照。

ところが、早くも18世紀から19世紀にかけて、ヨーロッパの知性のなかで、それまでの中国の富と徳に対する賛美は軽蔑・敵対へと転化した。ヘーゲルの他に、モンテスキューは「中国は専制国家であり、その原理は恐怖である」と断罪した²¹⁾。フランスの数学者・政治家・教育改革家コンドルセ (Condorcet 1743-94) は中国を「恥すべき停滞状態」と断定した²²⁾。四書五経などの儒学經典を英訳したイギリスの宣教師・中国学者J・レッグ (James Legge 1815-97) も中国文明を「後退、墮落」と、西洋文明を「進歩・向上」と対極的に捉え、「儒教は読者を過去へと向けるだけである。『進歩・向上』はキリスト教徒の旗印であるが、儒教世界での中国人の旗幟は、『始祖たる聖人の時代に帰れ』ということである」と見た²³⁾。近代以降、宣教師は政治的目的に従属する「文化帝国主義」²⁴⁾的な殖民化政策の執行を担った。宣教師達は軍事侵略者より先行して深く中国社会に進入していった。「十九世紀の宣教師は、ついには中国の社会に、王朝の官僚とほぼ同じ程度——つまり県の段階にまで——浸透したのだ」とフェアバンク (Fairbank 1907-91) は觀察した²⁵⁾。

2 近代西洋文明の衝撃

のみならず、「國家の時代」と言われる19世紀のなかで、中国は資本主義的な世界経済システムに取り込まれるとともに、全世界規模の近代的国家文明システムを強制的に押し付けられた。経済活動も文化活動と同じく、本来国境なき営為である。ストラボン (Strabon B.C.64-A.D.21) がその『地理誌』(XV.i.20) に記録した通り、遠隔地貿易は古く紀元前4世紀の「シリカ」にまで遡及することができる。国境を超えた、経済的ならびに文化的活動は一般的に人々の選択の自由が残されるが、しかしアヘン戦争をはじめとする列強による対中戦争は国民国家に変貌した列強諸国が国を挙げての、中国に否応を言わせない、征服戦争にほかならない。それは経済と文化を政治に従属させ、国家を単位とする赤裸裸な軍事的征服・侵略行為であった。

1840年以降の列強諸国の侵略は中国に大きな衝撃を与えた。その直接でかつ最初の衝撃はその武器装備の強さであったが、しかし最大でかつ最も決定的な部分は伝統中国の根本的欠陥、つまり梁漱溟の言う「科学技術と団体性の未発達」²⁶⁾を曝した、と

21) 野田良之他訳、モンテスキュー『法の精神』(上)、岩波文庫、1989年、250頁。

22) 渡辺誠訳、コンドルセ『人間精神進歩史』(第一部)、岩波文庫、1983年、69頁。

23) James Legge, *The Religions of China*, New York, 1881, pp.256.

24) 片岡信訳、ジョン・トマリンソン『文化帝国主義』(青土社、1993年) 参照。

25) J・K・フェアバンク「共産党の成功」、「毎日新聞」、1971年1月20日。

26) 「郷村建設大意」、「梁漱溟全集」第一巻、627頁。

清末における文化的共同体から国家的共同体への転換

いうことである。梁漱溟によれば、いわゆる「団体」とは、「国家や宗教団体や種族集団や階級集団などを指すのである」²⁷⁾。ここでの「団体」は血縁的・地縁的集団から区別された、国家や政党や企業や労働組合など、特定の目的のために合理的に組織された第二次集団（secondary group）である。梁漱溟の目から見れば、「団体性の未発達」こそが、中国が「国際社会における国家的対立性」を欠いており、「国家らしくない」ことの根源となるのである²⁸⁾。浜下武志によれば、中華世界の秩序は徳治が絶対至上であることを前提としたため、他者に対する認識の枠組をもたず、内と外の区別がなかった。現実的具体的な目的に応じた統治の理念、組織、方法は存在していたが、それは儀式的手続により無条件に維持されてきた²⁹⁾。ところが、列強の侵略は宇宙論的全体性ではなくて、領土的な境界線が画定される近代国家としての中国の成立を迫ってきたのである。

しかし、文化的共同体から国家的共同体への転換を迫られた中国は受動的に近代西洋文明に順応する一方ではなかった。有識者は苦難、挫折、被害に堪えつつ、試行錯誤を繰り返すなかで列強という他者のなかに自己を見出そうと努め、また西洋との出会いにおいて自己の側からの投影のなかに他者像と自己像を作り上げようと模索してきた。とするならば、清末の国家的スタンスが列強のインパクトを受け、どのように内的変化を遂げたのか。ここで、まず西洋への最初かつ長期的反応としての「中体西用論」をとって見よう。

四 中体西用論

1 中体西用論と武装化路線

アヘン戦争と2年後の「南京条約」による香港の割譲、という二つの大事件は「修身・齊家・治国・平天下」という文化的共同体の全体性を危機的状況に陥れた。しかし、清王朝はその敗戦の原因を単なる軍事体制と武器体系の差に帰しただけであった。

確かに、科学技術を背景にした長短銃、砲車、軍艦に対して、中国は弓、矢、刀、棒、木製船といった伝統的な武器体系しかなかった。魏源（1794-1857）はその『海国図志』で技術面における近代西洋文明与中国文明との巨大なギャップへの認識を示している。彼の目に映った西洋の優れたところは、「一、戦艦。二、火器。三、兵を

27) 「中国文化要義」、『梁漱溟全集』第三巻、164頁。

28) 同前、157~165頁。

29) 前掲『朝貢システムと近代アジア』、20~21頁。

「養い兵を練る法」という三つにある。したがって、彼は「ことごとく西洋の長技を得て、中国の長技と為す」と提唱した。具体的には広東や福建など南方で造船工場や弾薬工場を作り、アメリカやフランスから専門家を招聘し、洋書を翻訳し、「水師」つまり海軍を創設しようとした³⁰⁾。この魏源の構想はいわゆる「中体西用論」およびその洋務運動の原点となった。

このように、中国側は軍事的敗戦から主として二つの重大な事柄を認識した。すなわち、第一に、中国は科学技術が立ち遅れており、西洋から先進技術を導入しなければならないこと。第二に、中国は武装化路線をとることによってしか外敵から救われないこと。実は、西洋からの科学技術の導入は中国の国際化と国家化、とりわけ武装化と工業化という二つの契機を内包している。

しかし、近代西洋文明、とりわけその優れた科学技術の導入は、中国の伝統的学問の絶対視を前提とするのである。すなわち「修身・齊家・治国・平天下」という価値体系つまり「体」は依然として肯定されている。三石善吉によれば、「中国の伝統・堯舜孔孟の法を守りつつ、文化帝国の武装化を計る方策で、一八六〇—七〇年代、恭親王や曾国藩、李鴻章の考えでもあった」³¹⁾。この考えは60、70年代に馮桂芬（1809-74）や薛福成（1838-94）らによって完成された「中体西用論」である。「中体西用」について、蓄積されてきた研究成果が膨大であるがゆえに、もはや贅言が要しない。ただし、ここで敢えて強調しておきたいのは、「体」が中国人の集合的アイデンティティと文化的一体性を保つ上で最も重要な役割を果たすものである、という点だけである。

いずれにせよ、清末、中国の伝統的諸価値体系（体）がそのまま肯定され、変革が「用」としての制度や技術などの調整に止まろうとする「中体西用」論が形成された。それは儒学文化的アイデンティティの堅持と、近代国家化、とりわけ武装化路線への転換とを可能な限り両立させようとするところに成り立っている。中国は中体西用論によって自ら近代化の幕開けを迎えたと言ってよかろう。

2 國際社会への参入

1860年8月、アロー戦争で清朝最強の騎兵隊が英仏連合軍に大敗した。同年10月、英仏連合軍が離宮圓明園を放火略奪した。この二つの事件は第一次アヘン戦争と違って、中国人の「自強」精神を引き起こし、多くの開明的知識人や官僚がいわゆる「洋務」という近代化コースを志す契機となった。当時、上奏文、官文書、文集、日記のなか

30) 魏源『海国図志』、中州古籍出版社、1999年、99~100頁。

31) 三石善吉『伝統中国の内発的発展』、研文出版、1994年、93頁。

清末における文化的共同体から国家的共同体への転換

に頻繁に現われてきたのは「自強」という言葉であった。「人々は自強の心をもち、また自強について議論するようになった」³²⁾のである。とは言え、「自強」は60年代以降、朝野上下の共同認識となり、中国人精神を象徴するシンボルとなった。この認識、精神を具現する体制づくり、政策形成、運動はいわゆる「洋務運動」である。

「洋務運動」のスタートを切ったのは「恭親王体制」の発足であった。いわゆる「恭親王体制」とは、1861年から1884年にかけて、恭親王（1832-98）が首相と外相を兼ねる体制である³³⁾。その一連の改革措置のなかで最も注目すべきは、1861年1月20日に総理各国通商事務衙門（以下、総理衙門と略称）という外務機構が設置された、ということである。総理衙門は実際「一貫して官職を設けておらず、ただ時に応じて適宜に事務を処理する」³⁴⁾というような、定員なき特殊機構である。にもかかわらず、総理衙門が対外交渉を司る中央官庁であったことは疑いをいれない。そもそも総理衙門は中国と条約関係にあったイギリス・フランス・アメリカ・ロシア四国の公使館設立にそなえるため、設置されたのである。これを契機にして、1861年以降、プロシャ、ポルトガル、デンマーク、オランダ、スペイン、ベルギー、イタリア、日本、ペルーなども通商の条約国となった。このことは一方では、まさに坂野正高が指摘した通り、「歐米列強の産業資本世界市場開拓の要求を前に、清国は、武力によって、近代国際社会の中へ引きずりこまれることになったのである」³⁵⁾。しかし、他方、総理衙門の設置や条約国の出現は対外関係において中国を中心とした朝貢国との関係が維持されるとともに、対等な主権国家間の関係の樹立も実現されたことを示している。この意味で、中国は1861年時点で文化的共同体から国家的共同体への転換を展開し始めたと言ってよい。

さらに70年代、国際社会へ参入する施策が続々と登場してきた。1877年1月に中国の在外使館がイギリスを始め、同年12月に日本、1878年だけでも、5月にフランス、9月にアメリカ、11月にドイツ、1879年1月にロシアなどに設置された³⁶⁾。のみならず、外交交渉と「西術」の習得のため、総理衙門での同文館つまり外国语学校が設立

32) 『籌辦夷務始末』卷九八。

33) 「恭親王体制」については、坂野正高「“総理衙門”設立の背景」が詳しい。『国際法外交雑誌』第五十一卷第四号（1952年8月）、第五号（10月）、第五十二卷第三号（1953年6月）。

34) 『大清德宗皇帝實錄』卷之四百八十四、光緒二十七年辛丑六月。

35) 坂野正高『近代中国外交史研究』、岩波書店、1970年、60頁。

36) アメリカは容閎『西學東漸記』、平凡社、1969年、210頁。イギリス、フランスは郭嵩燾『倫敦与巴黎日記』、岳麓書社（以下は同）、1984年、393頁、563頁。日本は何如璋『使東述略並雜咏』、1985年、100～101頁。ドイツは劉錫鴻『英轺私記』、1986年、214頁。ロシアは張德彝『隨使英俄記』、1986年、648頁。

された。このことは1866年3月（同治五年）に史上初の渡欧外交使節団（14人）と、1872年6月に渡米留学生（30人）の派遣へと発展していった³⁷⁾。また外国人専門家・教師が招聘され、天文学や数学や力学や化学など、いわゆる「西術」が導入されるようになった。1864年8月、『万国律例』³⁸⁾という国際法も導入されたのである。

このように、「中体西用」体制は列強の重圧を跳ね返すために、対内的には洋務運動を推進し、対外的には協調路線をとったものである。19世紀60年代以降、中国は列強の重圧に抵抗しつつも、国際社会に進出し積極的に世界に通用する知識、秩序規則を吸収し、自らを文化的共同体から近代的な武装国家へ組みかえてゆこうとしたのである。

五 近代社会への試み

1 商工業の振興志向

紛れもなく、「中体西用」論者および洋務運動者は中国の武装国家化と国際化を進めていた。実はそれだけではない。曾国藩（1811-72）は国民の生活の改善という観点で西洋からの技術の導入を積極的に押し進めていった。彼は「小火輪船」を外国から購入し、ついで自国で作って、早い時期に中央・地方の官僚や一般庶民が利用できる乗り物にしようとしたのである。曾国藩は咸豐元年（1851年）から同治11年（1872年）にかけての21年間に、合計7258部にのぼる案文を奏上した³⁹⁾。1日1部に近い奏上書のなかには「庶民の家常日用」に関わる内容がかなり多かった。

また1874年の台湾戦役で清軍は日本軍に負けた。小国日本すら防御できなかったという事実は清朝の指導者に極めて深刻な衝撃を与えた。李鴻章は遠い西洋列強よりもむしろ、近くにあった日本こそが「中国の永久の大患」であると認識した⁴⁰⁾。これを契機にして、軍事化の財源を確保するための工業化、とりわけ「開鉱」が重視されるようになった⁴¹⁾。これは単なる武器装備の強化政策から工業をもつ武装化路線への転換を示している。

37) 渡欧外交使節団については、坂野正高『近代中国政治外交史』（東京大学出版会、1973年、289頁以下）を参照。渡米留学生については、前掲『西学東漸記』を参照。

38) いわゆる『万国律例』とは、H・ホイートンの『国際法原理』の漢訳である。

39) 『曾国藩全集』『奏稿一～十二』（岳麓書社、1987年～1994年）を参照。

40) 『籌辦夷務始末』卷九九。

41) 台湾戦争の敗北を契機にする清朝の武装化と財政強化の順位変化については、前掲『伝統中国の内發的発展』、69～70頁を参照。

清末における文化的共同体から国家的共同体への転換

工業のみならず、曾国藩幕下の薛福成は最も洋務に通曉した「洋務の星」として、列強が富強を実現する秘訣、つまり商業の重要性を鋭く洞察していた。彼は一連の造船、とくに軍艦および海軍などの軍事面を強調するほかに、1879年に「籌洋芻議」のなかで「西人の富強を謀るや、工商を以って先と為す」と述べた⁴²⁾。1890年、彼はイギリス・フランス・ベルギー・イタリアの公使として渡欧し、欧州での生活体験は西欧富強の秘訣が商工業の発達にあるという彼の考えを一層強めた。彼は「欧州の立国は商を以って本となし、富国強兵は全く商に借りる」と見ていた⁴³⁾。彼の見解は商務第一である。さらに彼の目から見ると、真の富強国家への道は「民情に従う」ことにある⁴⁴⁾。具体的には「通民氣」つまり民意の汲み上げ、「保民生」つまり生産の向上や社会福祉の増進、「牖民衷」つまり教育、新聞による政治の開放性、「養民恥」つまり良き習俗の養成、「阜民財」つまり産業の振興などにある。これに対して、「製造技術を習得し、軍備を向上させ、船械を普及することは全く末事にすぎない」⁴⁵⁾。いわば、軍事よりもむしろ、民のための経済振興、社会福祉の向上、政治の改革といった内政、とくに民政の充実が重視されたのである。

興味深いのは、薛福成がその改革を究極のところ、中国を西洋化するのではなく、「吾が堯舜禹湯文武周孔の道を衛る」ためとしたことである⁴⁶⁾。明らかに、彼の改革論はどこまでも「中体西用」論の枠内に止まった。その近代化の追求は伝統的な価値体系と決別するのではなく、それを維持して行かなければならないというものである。「中体西用」論者は、西洋をモデルにした工商社会を創出するために、体制を変革しなければならないと認識しつつも、これは伝統的諸価値の維持と矛盾しないと考えたのである。

2 議会論の興起

それでは、工商社会を創出しようとするにあたって、中国のエリートは政治次元で何を問題視したのか。

ほとんどの有識者は中国の政治体制における重大な問題を、政治学的な概念で言え

42) 薛福成『籌洋芻議一卷』・商政、『庸庵全集』一（光緒11年刻印）。

43) 薛福成『出使英法義比四國日記』卷三（光緒17年序刊本）。ちなみに、岳麓書社の1985年版は解説や注釈を付けているため、二つの時代における中国人の思想的变化を見る上で役立つ。以下の引用は1985年版のみにする。

44) 前掲『出使英法義比四國日記』、510頁。

45) 同前、802～803頁。

46) 前掲『籌洋芻議一卷』変法。

ば、「政治的疎外感」にあると見ていた。いわゆる政治的疎外感とは、当時の言葉では、「上下の情を通じない」ということである⁴⁷⁾。「上下の情」という表現は古い言葉であるが、極めて新しい意味をもっている。軍事力の増大より商工業の新興に優位を置いた薛福成にとって、その商工の担い手たる商工業者といった下位者の意向、要求がどのように政治に反映され得るかこそが問題となる。彼はヨーロッパ各国の議会制度を観察し、衆議院の議員が皆国民によって選出されることに注目して、「議院とは、君民の情を通ずる所以なり、凡そ政事を議するに民心に協うを以って本と為す」と結論を下した⁴⁸⁾。彼は議会が「上下の情を通じる」上で貢献し得るため、君民共主の議会制度を導入すべきだと主張した⁴⁹⁾。ここから伺われるよう、近代西欧で君主権力への抑圧を目的として発達してきた議会制度に比して、中国への議会制度の導入は君と民または官と民の間における意思疎通の閉塞感を無くして、挙国的な協和体制の形成つまり上意下達・下意上達を目的とするものである。

議会制度導入への傾斜は19世紀80年代以降の一般的な現象であった。これは李鴻章のブレーンたる馬建忠の言論、下級役人たる邵作舟の『邵氏危言』(1887年)、湯震の『危言』(1890年)、鄭觀応の『盛世危言』(1894年)などにも反映されている。そのなかでも湯震や鄭觀応は議会制度の具体的な導入プランを立てた。湯震によれば、中央において、「上議院」は軍機處を最高機関として、そこに「王公より各衙門の堂官」以上の官僚が入り議会を構成する。「下議院」は都察院を中心として、そこに堂官以下の各員と翰林院の四品以下の官員が加わり、その構成員が討議によって決議を行う。宰相が、多数決でこれを裁定し、皇帝にこれの許可を願い出る。また省、府、州、県の地方においては、「巨紳から挙貢生監まで、および著名有能な農工商」から議会が構成される⁵⁰⁾。

それでは、ここで「議院」と名付けられた議会は、どのようなものだっただろうか。軍機處とは、1729年から臨時に設置された軍事指揮機構であったが、清王朝成立当初、国政を討議する機構たる「議政處」つまり「議政王・大臣會議」にとって代わって実質的に内閣の権限をもつことになった非公式機構である⁵¹⁾。軍機處を「上議院」と

47) 鄭觀応『盛世危言』「議員」(中州古籍出版社、1998年)を参照。

48) 前掲岳麓書社版『出使英法義比四國日記』、515頁。

49) 同前、802~803頁。

50) 湯震『危言』(四)、光緒16年刊本。ちなみに、中央研究院近代史研究所編『近代中国対西方及列強認識資料彙編』第三輯第二分冊(台湾、1986年)に収録された『危言』と比べると、光緒16年刊本には「与著名有能之農工商」という内容がない。

51) 余行邁『中国古代官制』、上海古籍出版社、1989年、65~71頁。

清末における文化的共同体から国家的共同体への転換

することは実のところ、「議政処」の復活にすぎない。また都察院は本来中央監察機関であるため、「下議院」が監督機構に矮小化されている。翰林院もそもそも学者達が集まり、従来議論の場であった。さらに舉貢生監とは、科挙試験に合格もしくはそれと同等の資格をもつ者、具体的には州・府・県級の合格者である生員、皇帝の特許または寄付行為によって制度的に認められた、生員と同等資格をもつ監生、例貢生、そして省級の合格者である舉人および公認された同格の古參生員である貢生である⁵²⁾。彼らは官僚の予備軍にほかならない。その上に福祉などへの寄付行為によっても資格を取ることができるため、有能な農工商業者が資格をとることは難しくない。約言すれば、上下議院の構成員は政府によって選ばれた官僚およびその予備軍にすぎない。この意味で、湯震は議会という新しい瓶に科挙という古い酒を入れ、西洋的概念を以って中国の伝統のなかに存在した政治的な討議の仕方を復活させようとするのである。「議院」が「代表機関」と「意思表明手段」としての政党⁵³⁾を中心にして運営される、近代的議会でないのは、言うまでもない。

だが、以下のことを見落としてはならない。第一、政策の決定権、行政権を「上議院」に、監察監督権を「下議院」におくことは、皇帝の独裁、行政官僚の専制およびその恣意性に制限を加えるものである。第二、科挙合格者または同等資格者を「議院」に編入することは、従来の一元的官僚支配システムを打破し、議員という特定の政治職の確立を可能にする。第三、地方における旧来のエリートを「議院」に吸收することは、伝統的に分散した個人としての指導者を「議院」という組織的形態をとるエリート集団に転換させたのである。これは20世紀中国における政党の性格を規定する大原因となった。しかも従来の官僚支配下から地方エリートを解放し、自主的な地方政治を行い得るようになった。なかんずく、地方エリートの自主的結集の可能性は下からの政治活動、とりわけ政党活動の台頭と地方自治の再興に基礎を築く上で何よりも重要な意味をもったのである。

3 政党への拒否

明らかに、清末における議会論の展開は政党論を基礎にしていない。これはなぜか。実は政党論は議会論と同じく、1866年の外交使節団の派遣を契機にして、中国に持ち込まれた。政党に関わる最初の言論は渡欧使節団通訳担当の張徳彝の報告書に見ら

52) Chung-li Chang, *The Chinese Gentry:Studies on Their Role in Nineteenth-Century Chinese Society*, University of Washington Press, 1955.

53) G.サルトーリ、岡沢憲美他訳『現代政党学』、早稲田大学出版部、1992年、49頁。

れる1868年9月6日の条である⁵⁴⁾。それはアメリカ南北戦争後、奴隸解放をめぐる共和党と民主党との抗争についてである。しかし、その議論も官僚の仲間内に止まり、広く普及しなかった。1890年までにはその他の外交官による政党の紹介も見られる。そのなかで曾紀沢の『出使英法日記』は1879年から1882年までと推定される間に上海で海賊版として出版された。よって、政党論は初めて官界から民間へ流出した。

外交官達は欧米において議会内外での秩序ある政党間の闘争を見て、それに驚嘆し、「これはなぜか」と問いかけた。しかし、彼らの目に映った欧米の政党はどこまでも「各々私意を懷き、彼此睦まず」、「二党の不和により、……二党の此くの如きの争衡は、後患免れない」といったようなものであった⁵⁵⁾。中国人はまさに梁漱溟が指摘したように、「自在と調和、そして中庸を保とうとする意欲を根本精神とする」⁵⁶⁾ため、当然のように、西洋における政党間の闘争に対して警戒感をもつのである。

事実、政党に対する否定的見解は中国のみならず、18世紀前半期までの欧米社会や明治期の日本にも見られる。日本では議会政治を進めていた明治34年6月、ロシア人ポヒドノスチエッフの『政党及議院政治ノ弊』という書物が翻訳され出版された。そのなかで、匿名訳者は「往々中庸ヲ失スルノ憾ナキ能ハス」と述べた⁵⁷⁾。また小野塚喜平次は政党の得失を分析し、「公党タル特色ヲ維持スルハ弊害少シト雖モ……私党ニ傾キ易クシテ往々大ニ害毒ヲ流布スルヘシ」と指摘し、さらにその「政党ノ害」として以下の7点を取り上げている⁵⁸⁾。すなわち (1) 党派心ノ增長ハ真理ト正義トニ対シ感覚ヲ遲鈍ナラシメ品性ヲ堕落セシム。(2) 多数ヲ得ンカ為メニ不正ノ手段ヲ用ヰシム。(3) 多数ヲ頼ンテ反対者及ヒ局外者ヲ圧セシム。(4) 表面上衆民政ノ名義ノ下ニ少数者専横ヲ逞フルヲ器械ト為ル。(5) 公職ヲ濫用セシム。(6) 公共生活ヲ分割シ紛争ヲ増サシム。(7) 高尚ナル品性ヲ具フル者ヲシテ政治ヨリ遠カラシム。

中国においては、政党をめぐる議論は1896年末に至ってようやく盛んになってきた。この年の12月11日に、上海の『時務報』が、『大日本』に掲載された無署名論文「政党論」の中国語訳を掲載した。また天津の『国聞報』には1897年6月13、14日に「論中国分党」と題する巣復(1854-1921)の論文が連載された⁵⁹⁾。この論文のなかで彼

54) 張徳彝『欧美環遊記』、岳麓書社、1985年、668、694各頁。

55) 同前、694頁。

56) 「東西文化及其哲学」、『梁漱溟全集』第一卷、383頁。

57) ポヒドノスチエッフ『政党及議院政治ノ弊』・序、内務省地方局、1902年。

58) 小野塚喜平次『政治学大綱』下巻、博文館、1904年、120~121頁。

59) 保国会については、中国史学会編『戊戌変法』(神州国光社、1953年)、(二) 465頁以下、(四) 373頁以下を参照。

清末における文化的共同体から国家的共同体への転換

は、「朋党」つまり派閥と政党とを区別して、中国における政党の不在を指摘した。彼によれば、古来中国の党は私的感情の繋がりによって形成された勢力として報復を目的とするが、西洋の党は各々が学識に基づいてその政策の実行を狙いとするものである。言い換えれば、私益のためかそれとも公益のためかは、東西の党を見分ける規準となる。この見解に基づいて、彼は、「洋務派」および守旧的官僚を「守旧党」、満州王朝の打倒を目的とする、孫文らが1894年に結成した「興中会」を「維新党」、その他を「中立党」と名付けたが、これらは政党ではないと断定した。

とは言え、厳復は「守旧党」や「維新党」や「中立党」を、エゴだけを考え、公共性を無視する徒党 (faction) と同一視する、という偏見をもっている。もしも「政党は全体の一部である」、そして「政党は意思表明のチャネルである」⁶⁰⁾ というG・サルトーリの政党観から見るならば、「守旧党」や「維新党」や「中立党」などは、中国という全体の目的に奉仕せず、私的利益を追求する単なる「一部」そのものにすぎないと断言することはできない。ここでまず、厳復が「党」と呼んだものが、中国において、全体のなかでどの部分をなして、だれを代表するのかを検討する必要がある。

「全体のなかの部分 (part-of-a-whole)」という座標において、守旧的官僚を極右とするならば、開明的「洋務派」が右、「維新党」が極左、とそれぞれ位置付けることができる。すでに見てきたように、「洋務派」は単なる中央もしくは地方の私的諸利益に従属するものではなく、むしろ列強の重圧を跳ね返し、調和体制を実現することを追い求めたのである。また当時の孫文は狭隘な漢民族主義に基づいて行動し、現存秩序を破壊しようとしたが、しかし「韃虜を駆除し、中華を恢復し、合衆政府を創立する」というように、「民の国」の樹立という主張は普遍的原理に基づくものであるのも、言うまでもない。

ここで、「部分」という語の意味合いを、生産手段の所有・非所有とそれに由来する搾取・被搾取（富の分配の不平等）および支配と被支配（権力の分配の不平等）の関係に立つ異質的対立的な集団としての階級から見出そうとすることが許される場合、梁漱溟によれば、周代以降の中国においては、経済的には自作農が絶対多数を占め、土地と資本が分散しており、集中的傾向が見られても、「士農工商」という職業的（社会的）身分が流動しており、超えられない断層は設けられていなかった。また政治権力が皇帝や士大夫階層に集中されているが、科挙それ自体は開かれた選挙制度であって、士大夫は単なる自階級の利益のために統治を行う存在ではなかった。こう

60) 前掲『現代政党学』、44~52頁。

した階級の不確定性をふまえて、梁漱溟は伝統的中国社会を、「職業分立」という語で階級対立の近代社会から区別している⁶¹⁾。

とは言え、西欧の政党制度への警戒や自国の政治的集団への偏見、ないし階級の不確定性は政党への拒絶をもたらした諸ファクターである。しかし、これらは決定的因素ではなかった。その拒絶観は中国固有の「朋党」觀によるところが甚大である。薛福成は「民為貴」という孟子の説で歐州の民主制を理解しているが、しかし「その弊は朋党が対立し、互いに勝利を争い、ないし各々私心をもち、国事の損益を不問にする。……権力が集中できず、意思も統一できない、ということにある」と指摘した⁶²⁾。

「朋党」は朋と党の連語である。朋とは、同志という意味での「友」から区別される同門を指し、党とは、類を意味する。「朋党」とは、同類の仲間が互いに手を組んで他者を排斥する非公式なグループ、つまり派閥である⁶³⁾。まさに「君子は和して同せず、小人は同じて和せず」⁶⁴⁾と言うように、「朋党」は小人のかたまりとして私的環境を守り私利を争うのである。それに対して、「君子は矜にして争わず、群するも党せず」⁶⁵⁾と言うように、道徳能力があるものは矜持をもち、奪い取らず、他者を巻き込んでも、仲間うちだけで固まらない。史上、「士農工商」の「士」である知識人層は「修身・齊家・治国・平天下」という全体的構造のなかで、緩やかな連帯的一体的関係をもっていたが、一つの独自の階級もしくは集団として結合してはいなかった。

実際には派閥間の抗争は農民蜂起を除いても、知識人同士もしくは知識人と官僚の間に断続的に起きていた。早くも漢代には「党錮」つまり宦官の濁流党と、士人の清流党とが抗争し、唐の穆宗の時代には門閥官僚を代表する李德裕（787-849）、李宗閔（?-846）、新興の科挙官僚を代表する宰相牛僧孺（779-847）という三人が各々の「朋党」を結成して、両李もしくは、李德裕・牛僧孺の間で40年にわたって勢力を争った。宋代においては官僚や知識人の派閥間の争いが最も激しく、知識人間の蘇軾と程頤、官僚間の蔡京と司馬光、などの抗争が取り上げられる。さらに明代には東林書院を拠点にして、顧憲成らと魏忠賢との間に長期的な抗争が展開された。これら派閥間の抗争は時には「道統」（政治または学問）と「政統」（行政）との緊張関係、時には学問のありかたをめぐる論争、さらには勢力拡大をはかる官僚間の競争など、複雑な形態をとっていた。言い換えれば、そのなかには地位や利得をめぐる低劣で不純な戦いもあ

61) 「郷村建設理論」、『梁漱溟全集』第二巻、170~174頁。

62) 前掲岳麓書社版『出使英法義比四國日記』、537頁。

63) 「朋党」については、朱子彦、陳生民『朋党政治研究』（華東師範大学出版社、1992年）を参照。

64) 『論語』子路篇。

65) 『論語』衛靈公篇。

清末における文化的共同体から国家的共同体への転換

れば、原理や正義のための戦いもあった。そのため、その抗争を「私的利益の追求」⁶⁶⁾と断定するのは難しい。しかし異議者の排斥、それに加えて結果として連帯を葬り協和的秩序を乱すという意味では、派閥間の抗争は君子の道、つまり人間存在の相互性という「公」に符合していない。しかもこうした抗争はしばしば宮廷内派閥もしくは秘密結社に絡み合い、秘密性ないし暴力性をもち、復讐を最終的目的とするという特徴をもつのである。したがって、宋の歐陽修の「朋党論」でも、清の雍正帝の「聖諭広訓」や「御製朋党論」でも、このような派閥による抗争を否定し、禁止すべき対象として扱ったのである。

ところが、初代駐日公使館の参贊黃遵憲（1848-1905）は欧米や日本の政党の実態をふまえて、政党論を展開した。彼によれば、個人の力はいくら強くても、とうてい集団の力に及ばず、西洋の富強はまさにこの集団的力による⁶⁷⁾。すなわち、彼は結党の優れた所を洞察した。しかし彼は組織的な破壊力をも知った。結局のところ、黃遵憲は政党という組織形態を肯定はするものの、死傷者をも伴う政党間の選挙戦は「和」の崩壊、とりわけ政治的混乱を起こすものでしかないと見たのである。

いずれにせよ、「修身・齊家・治国・平天下」という公式は「和」をテーゼとし、「乱」をアンチテーゼとして成り立っていた。「朋党」観は「乱」に対する過剰反応として近代的政党を否定するメカニズムをもった。これに加えて、政党への警戒や階級的基盤の不確定性も政党への拒絶を導く諸要素だったのである。結局、清末の改革者はエリートを「議院」に組織しようとするが、政党化の必要性を認識するにまで到達していなかった。

4 圧力団体の出現と地方自治の再興

ところが、革新的な官僚や知識人は政党を拒絶したが、下からの新式の学会や学校などには容認の態度を示し、とくに地方自治の再興に熱意を注いだ。

1894年に起きた日清戦争の惨敗を契機にして、中国滅亡という危機的な逆境から自強に向かおうとすることは、光緒帝（1871-1908）から士農工商に至るまで共通した愛国的な心情となった。そこで民衆の啓蒙や民情の反映を目的とする「学会」、「報館」が現われてきた。康有為（1858-1927）や梁啓超（1873-1929）らは1895年6月27日に『万国公報』を創刊し国内外のニュースを抜粋し、無料で中央高官、首都の有力者らに配布した。陸軍の近代化を強力に押し進めてきた袁世凱および他の中央高官も梁・

66) 前掲『伝統中国の内発的発展』、184頁。

67) 黃遵憲『日本雜事詩』、岳麓書社、1985年、588～592頁。

康らと手を組んだ⁶⁸⁾。彼らは同年9月に北京で「強学会」を創出し、11月に「強学書局」を、翌1月に上海で『強学報』を発足させた⁶⁹⁾。1898年6—9月の「百日維新」までの3年程の間に、学会や報館といった新たな組織が数多く設立された。また開明的儒者も自ら西洋的な学校制度を模倣する学堂を創出した。学堂の創立は1898年の科挙制度廃止論と1905年の科挙制度廃止、そして西洋的学校制度の全面的導入の原点となつた。

またイギリスの揚子江沿岸、フランスの広州湾、ロシアの旅順・大連、ドイツの山東、日本の福建と迫り来る列強の中国分割という重大な危機の下、下からの「民族救亡」運動が高まつた。1898年4月17日には康有為や梁啓超らの指導の下に、「保国会」が結成された⁷⁰⁾。「保国会」は啓蒙や民情の反映をはかる「強学会」という教育的団体より一步進んで、国家としての中国を保全するための政治的団体にまで高められたものである。「保国会」には会規があり、北京と上海に総会を置き、各省ないし府県に至るまで分会を設けた。その分会は1898年3月以降、「保川会」や「保浙会」というように、地方を守る団体に変貌していった。それは地方の保全を通じて中国全体を保全しようとする構想である。

このように、「保国会」は機能的には自ら政権を掌握しようとするのではなくて、現行体制の維持を前提にして、世論に働きかけその支持を動員し、さらに政府に意見書を提出して政治的決定形成に圧力をかけようとする活動に止まつた。組織機能の観点から見るならば、「保国会」は圧力団体にほかならない。

圧力団体の出現は地方自治の革新に繋がつた。「上下の情を通じる」体制形成の重視それ自体も必然的に地方の役割向上に向かって進展していく契機を内包している。地方の役割の重視は中央権力の地方への移譲と地方の自主的地位の向上を意味する。実は、馮桂芬は早くも1861年に中央権力の地方への移譲、教育と政治との分離、鄉約の復活による地方自治の再建などを提起し、内政外交両面の苦境を開拓しようとした。列強に支払う賠償金を捻出するため、清政府は大量な官爵を売り出した。それによって、資格者人数と昇進定員とが反比例となり、多くの郷紳が出世不能となつた。おおざっぱに、科挙合格者の総数は太平天国運動を境にして、その以前には約110万人、その後には約144万人にのぼつたという具合であるが、しかし中央と地方の文

68) 謝本書『袁世凱与北洋軍閥』、台湾・克寧出版社、1995年、21~26頁。

69) 李龍牧『中国新聞事業史稿』、上海人民出版社、1985年、26~28頁。

70) 前掲『戊戌变法』(三)、75~78頁。

清末における文化的共同体から国家的共同体への転換

武官員の定員は僅か約2.7万人でしかなかった⁷¹⁾。正式の出世コースの道が絶たれた多くの資格者は洪秀全（1814-64）のように、蜂起して現存体制を破壊しようとするか⁷²⁾、それとも地方の有力者として地方の支配権を握るか、そのいずれかの道を選ばざるを得なかった。彼らの存在は中央にとっての脅威だけではなく、文化的共同体のなかでその全員に共通する利害関心の見地から統治できる能力をもつ部分というよりも、むしろその全体性を破壊する单なる「部分」でしかない。清王朝は武力で太平天国軍や捻軍などの農民蜂起軍を消滅したが、しかしこのように地方の有力者を体制のなかに編入するか、もしくは彼ら自身がどのように出世の基盤を確保するかに関して、結局のところ、地方自治が最も賢明な選択となったのである。

六 統治不能と最後の改革

1 清末における統治の不能

このように、19世紀60年代以降、清朝は国際社会に参入しつつ、近代国家への道を試みてきた。そのなか、恭親王体制下では、「同治中興」と言われるほどの成長が見られた。しかし、幾度の軍事の敗北によって、中国は朝貢国への拘束力を完全に喪失してしまい、1884年4月に清仏戦争敗戦の責任をとらされて恭親王が辞任に追い込まれた。

また黒田明伸によれば、開港以降の中国には雑種幣制が存在し、銀元、銅元が流通手段として共存していた。のみならず、特定地域内の通貨と地域間の通貨も異なった。そのなか、地方鋳造や私鋳の銀錢が横行していた。銀元の1種だった龍銀は地方が鋳造した銀元であった。中央政府は、1897年に「官錢局」を、翌年に「鑄錢局」を設立し、後に「鑄錢局」を「銅幣局」へ改制するといった幣制の改革を通じて、統一した貨幣体制を整備しようとしたが、各地方の独自の通貨政策展開によって失敗した⁷³⁾。

さらに、「上下の情を通じない」状態がますます広まる状況下、圧力団体と地方団体の出現はある程度、国民の自己組織化を推進し、下意上達のための発信チャネルを強化した。他方、清王朝はコミュニケーション・チャネルを設置し、とりわけ1898年の「百日維新」のなかで、光緒帝をはじめとする上からの改革派は下からの革新派、たとえば、康有為らと連携した。しかし、この改革はあまりにも急進的であった。改

71) Ibid, Chung-li Chang, *The Chinese Gentry*.

72) ちなみに、洪秀全は県試験、府試験に合格し、4回も院試験に挑戦したが、落第した。

73) 黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』（名古屋大学出版会、1994年）を参照。

革者は現行体制内で穩健的に近代的商工業や地方自治団体などを育成していくのではなくて、直接に科挙制度の廃止を強行しようとしたのである。知っておくべきは、科挙制度は漢代以来の秀才孝廉制度の延長線上に登場し、隋の文帝（581-604）が確立して以来、長期にわたって中国社会の秩序を維持してきた根幹的制度である⁷⁴⁾。科挙制度廃止は現存体制のみならず、中国文明の基盤を掘り崩してしまうという極めて重大な意味をもっている。科挙制度廃止を要求する朝野における一部のエリートはあまりにも無謀であった。急進的な維新が失敗に終ったのも、不思議ではない。実のところ、その失敗は必然的なのである。というのも、科挙制度の廃止後の受け皿としての新たなシステムが用意されていなかったため、改革は不可避的に身動きが取れない極度な無秩序的状況に陥るからである。

政党を拒絶し続けた結果、国民の動員を担う機能団体が創出されなかつた。そのため、外敵に抵抗するための国民的な集合力や戦闘力を動員できなかつた。国民という「最後の札」を失つた。それはまた守旧勢力に対抗する革新勢力の拡大を妨げ、武装化・商工業振興路線の深化と幣制改革の完成、そして議会論の現実化を不能にした。すなわち、政党への拒絶こそが前進しつつあった諸改革の道を絶つたキー・ファクターである。

このように、清末、清王朝はもはや天下を太平にする能力をもたないだけではなく、内政においても連帶・貨幣・行政という三資源から社会を統合し制御する力を動員しがたいという統治不能に陥つたのである。

2 最後十年の改革およびその意味

百日維新の失敗と八ヶ国連合軍による打撃という内外からの巨大な震動は清末のカオスを整序し、中国の近代国家化に拍車をかけた。1901年1月29日、西太后が「新政」の詔を発した⁷⁵⁾。そのなかで、西太后は「維新變法」を「新法は乱法なり」と断罪し、「これまで西洋に学んだのは、ただ言語、文字、製造、器械だけであった。しかし、これらは西洋文明の上つつらにすぎず、西方政治の本源ではない」と批判を行つた。さらに西太后は「实事求是（現実のなかで真理を追求せよ）」を提唱し、とりわけ「富国強兵」ではなくて、「強國利民」の法を求めるよう訴えた。その一環として、中央から地方に至る高官が海外考察を命じられた。

この「新政」の詔はこれまでの「中体西用論」と一線を画する出来事である。同年

74) 宮崎市定『九品官人法の研究 科挙前史』、中央公論社、1997年、568頁。

75) 『大清德宗皇帝實錄』卷之四百七十六。

清末における文化的共同体から国家的共同体への転換

7月24日、総理衙門が外務部に改称された⁷⁶⁾。すなわち、そもそも「通商」という特定の目的のために設立された特殊的機構としての総理衙門を、「まず邦交を以って重を為す」⁷⁷⁾一般的専門機構としての外務部に改制したのである。そして外務部は吏、戸、礼、兵、刑、工といった「六部の前に班列す」⁷⁸⁾と位置付けられた。このことは中国が50年を経てようやく制度次元で他国と対等な国家として成立したことを意味している。

また1904年の日露戦争における日本の勝利は中国の進むべき具体的な近代的国家像を決定した。とりわけ立憲君主制が中国にとって学ぶべきモデルとなった。1905年に清王朝が科挙制度を廃止した。科挙試験制度の廃止は、読書人を指導者とするという指導者原理およびその教育本位体制を崩壊させ、政治と教育とを乖離させてしまった。一方では、教育と政治の乖離は精神と制度を別々の二つの世界にし、知識と行動とが分裂した状況である。このことは、制度的に正統性原理、政治エリートの構成とそのリクルートのシステムを解体し、文化的に「内聖外王」という核心的構造を瓦解させたことを意味している。それによって、中国は、価値的規範に関わる社会統合とシステムの機能的諸条件であるシステム統合とを調和させるメカニズムを持ち得なくなった。他方、従来指導者を選出する科挙の廃止は、権力者の意思を国民に伝える手段としてだけではなく、多かれ少なかれ国民の意思を権力者に伝える代表の機関としての政党という新たな指導階層の誕生に必要な条件を作り出したのである。

1908年に日本の明治憲法をモデルにした欽定憲法大綱が公布され、「城鎮地方自治章程」も実施され始めた。この自治制度は日本の自治制度をそのまま援用したものである。1909年に地方自治制度は「府庁州県地方自治章程」と「京師地方自治章程」という二つの法令を以ってさらに補強され、各省に諮議局も設置された。翌年に中央には資政院が設置されたのである。

諮議局の設置と地方自治の展開はある程度旧来の郷紳や新興の農工商業者の政治参加およびその出世意欲を満たした。しかし、それは帝国が衰退しつつある状況下、官僚主義的支配ではなく、中央政府に抵抗する地方主義的な割拠的局面を作り上げたのである。

さらには文化、とりわけ文字読音の統一の必要性も認識された。前述したように、秦の始皇帝が文字を統一したが、読音は統一しなかった。15世紀（明）以降、非公式

76) 賊雲浦他編『歴代官制、兵制、科挙制表釈』、江蘇古籍出版社、1987年、126頁。

77) 『大清德宗皇帝實錄』卷之四百八十四。

78) 同前。

の共通語として、とくに行政の目的のために、「官話」つまり「役人の言葉」が用いられてきた。それでも読音が統一されたことはなかった。1911年6月、清の中央教育会議が『国語統一弁法案』を決議し、漢字の読音統一に着手し、文化に政治力を持たせようとした⁷⁹⁾。

自治法規の公布とほぼ同時期、つまり1908年3月、「結社集会律」と「報律」つまり「新聞法」が制定された。これらの制定法はさまざまな制限が加えられたものの、一応結社を制度的に保障した。それによって、資政院改革の一環として1911年7月に憲友会、憲政實進会、辛亥グラブという三つの政治団体が中国初の政党として成立された⁸⁰⁾。同年、また資政院は1年後の国会開会に向けて、宣統3年9月9日に、宣統帝に「党禁」を解除するよう奏上した。当日、宣統帝はそれを許可し、自らの手で近代国家への「水門」を開いた⁸¹⁾。「党禁」の解除によって、党派が雨後の筈のように、300あまり出現した⁸²⁾。とは言え、この一連の改革策はもはや「中体西用」の枠を突破し、中国を近代国家への「帰らざる橋」に立たせたのである。

このように、清末の中国は中体西用論の提唱から始まり、武装化路線の貫徹、総理衙門設置を原点とする国際社会への参入、産業の振興、議会論の提起、圧力団体の容認などを経て、「新政」の展開、とくに漢字読音の統一、科挙制度の廃止や議会制の導入や「党禁」の解除に到達するという近代国家化の道を模索してきた。中華帝国が消えつつあるという悲惨な相貌を呈した20世紀の初めに、中国は国家的共同体への転換を遂げた。そのなか、政党はエリートグループとして、かつての皇帝および士大夫階層にとって代わって登場してきた。政党は機能的に社会の統合と制御を担うが、形態的にそれぞれが独自の主義主張や組織をもち多元的でかつ部分的な傾向をもつてゐる。この意味で、最後の改革は20世紀中国を政党国家として立てて行くスタートラインとなったとともに、一党制か多党制かという20世紀中国政治史における最大争点を規定した、と言ってよかろう。

79) 北京市档案館編『北京档案史料』、新華出版社、2000年、1頁。

80) 謝彬『民国政党史』、学術研究会総会、1926年、29頁。

81) 「資政院奏請速開党禁摺」、『内閣官報』・宣統3年9月・摺奏憲政類、17~18頁。

82) 孫子和編『民国政党資料』、台湾・正中書局、1981年、2頁。